

# 強制排除は誤りだ！

— 野宿労働者の闘いは刑事弾圧に屈せず前進する —

1. 24 弾圧裁判資料集NO. 2

控訴審両被告陳述



目次

答弁書	笠井 和明……	1
答弁書	本田 庄次……	19

PHOTO by 木暮茂夫

## はじめに

5月1日の第四回全都野宿者統一メーデーには、新宿・渋谷・池袋・東京・上野・隅田川など都内各地から400人のなかまが参加し、支援者と合わせて500人の大部隊で、東京都に

- ・ 都内各地に自立支援センターをつくれ！
- ・ センターの入所者に仕事をもってこい！
- ・ 野宿のままの通院問題を解決しろ！
- ・ 対策なき撤去には反対！

という声をあげた。

新宿連絡会が西口地下から自主退去したからといって、なかまの問題が解決したわけではない。実際、端境期には、800人のなかまが新宿で野宿を強いられていた。そんな現状にもかかわらず、新宿駅構内では、ルミネビルが新たにガードマンを雇って厳重な警戒態勢を敷いたために、多数のなかまが、体を横たえる場所さえ失った。また、新宿区も、応急援護のカップ麺を乾パンに切り替えようとしている。

自立支援事業が暫定実施されているさくら寮と北新宿寮では、入寮者が粘り強い要求行動を展開している。

**もっともっと声を！おれたちの声を大きな潮流に！**

平成九年（う）第八五三号

一、はじめに

## 答 弁 書

被告人

笠井 和明

去る二月七日、新宿駅西口地下広場における原因不明の火災事故により、ダンボールハウスに起居する仲間四名が焼死するという痛ましい事件が発生した。

失職し、住家すら失い、放浪の果てに、致し方なく野宿生活を余儀なくされた人々が、乱雑な都市の中心部にダンボールハウスという劣悪な居住空間を構え、そこで起居せざるを得ないこの国の現実は、このような不幸な事故死や、行政無策の中での病死、野たれ死にという夥しい死を日一日と累計しつづけている。

一九九八年四月三日

東京高等裁判所 第九刑事部

御中

控訴審の冒頭、この仲間の不幸な死を悼みたい。

この事故で亡くなった一人の仲間は、本件で問題とされている二年前の事件で新宿駅西口地下通路四号街路から力づくで排除させられた仲間だった。彼は東京都が用意した二カ月だけしか入れない臨時保護施設「芝浦寮」には何の魅力も感ぜず、これを拒否し、行政不信をぬぐいきれないままその後、西口地下広場の一角にダンボールハウスを建て移り住んだ。一冊拾い集めて四十円たらずの古雑誌集めを朝から晩まで電車を乗り継ぎ、その糧でかつがつの生活を維持し続けてきた。

1・24が、私たちが願っていたよう平和的に解決していたなら、さもなくば、火災事故を契機に迅

速かつ人道的な対応をようやく果たした行政が、この二年間を無駄に費やさず、今回同様の施策を打ち出していたのなら、彼は火と煙りの地獄絵の中丸焼けになつて死ぬこともなかったであろう。それが悔やまれてならない。

形式的思考に塗りがたまつた我が検察官の論理では、この死も偶然だと言うのだろうか。人が生きることの連続性を分断し、ホームレスになつたのが悪い。不法占拠は悪い。ダンボールハウスはゴミだ。と言いつけるのだろうか。1・24の強制排除が正しいというのなら、その行政による暴力行為の混乱の中、生きていく希望すらもズタズタにされ、野宿を野宿のまま固定化され、有無を言わせぬ追い出しと、



人として見ない偏見や襲撃の中、それでもなお  
かつ仲間のつながりだけを大事にひっそりと生きて  
きた仲間が背負った悲劇の末路も正しいといふので  
あろうか。

「行政には、一人でも多くの路上生活者が路上生  
活から脱することができるように、就労の機会をで  
きる限り提供するとともに、福祉を充実させるため  
てきせつしよしゃく  
の適切な諸施策を講ずることが強く期待される」

一審判決が見事に語ったこの言葉に私たちは胸を  
なでおろし、そして希望をもった。そして、今、こ  
の当然の事を東京都福祉局が我々との協議、交渉を  
もち続けながら実地で行ない始めている。四名もの  
死者を出した火災事故を契機に、都区はようやく自

立支援センターの開設を決意、それを条件に当事者  
側と話し合い、西口地下広場の不法占拠状態は何の  
混乱もなく平和裏に解消された。行政側はやれば出  
来たのである。それをやらずに青島発言にみられる  
暴言を吐き、話し合い解決の提案すら拒否し、ガー  
ドマン、警察官を大量に動員し、有無を言わず、  
唯力まかせに4号街路から仲間を暴力的に引き剥が  
し、無人のダンボールハウスをゴミとして処分し去  
ったのが二年前の強制排除事件であった。

1・24事件とその是非をめぐる裁判は、混迷をつ  
づけてきた「路上生活者対策」の重要なターニング  
ポイントとして今後も評価され続けることであろう。  
一審判決が行政の力まかせの姿勢を一定変える社会

的な力を發揮し、話し合い解決の道筋を作りだした  
よう、本控訴審もまた、今なお各地の公園などで野  
宿のまま放置されている仲間達の、今後の課題が必  
ず孕まれる裁判となることであろう。

1・24 時の東京都の諸行が正しいというのであれ  
ば、この問題の「解決」どころか、更なる不幸な死  
や混乱がまちうけていることであろう。それを社会  
が願うのか願わないのか、本裁判はそのパロメータ  
ーともなるでしょう。

いずれにせよ、この裁判の行方は、全都四千名の  
野宿者は自らの生死の問題として注目し続けていま  
す。そして、おそらく不幸にして亡くなられた仲間  
たちも、熱い視線をこの法廷に向けているでしょう

二、控訴趣意書批判その一

検察官の「木を見て森を見ない」形式的思考批判  
は、弁護団答弁書によりあますところなく展開され  
ている。1月24日当日の東京都の行為を、一連性と  
してとらえず、かくも分断し抜くことに、検察官の  
明確な政治的意図がある。

しかし、我々は何故、バリケードを構築し、そこ  
に座り込んだのか？4号街路入り口全面に張った横  
断幕にはどうかかれてある。

「東京都よ！俺らとの話し合いを拒否し実力排除  
するの

強制撤去実力阻止！」

「動く歩道」計画は、現にその建設予定地に起居  
する二百名の野宿者の生活問題と直結するものであ

った。が、故に我々は一方的に発表されたこの計画自身に反発、白紙撤回と正式な話し合いを求め、89年秋から幾度にわたる要請行動などを行なつて来た。

が、東京都はこの計画の変更すら認めず、非公式折衝以外の公式な話し合いも認めず、計画の推進を強引に押し進めた。

確かに東京都は工事直前に自主退去を求めるビラを告知と称し配り、警告板を張り、当日も放送をかけてその旨を知らせてきた。が、彼等の告知というものは、それに抗議し、話しをしたいという人々の声を警察権力により封殺し、声すらかけずに一方的にダンボールハウスの上にビラを置いて行くだけのものであり、まさしく問答無用な強引なものであった。平和的な解決手段が閉ざされていたならそれも

分からなくはない。が、我々は常に話し合い解決を求め、最後の最後までその道を探り、東京都との非公式な連絡はその前日まで粘り強くしていたのである。けれど、東京都は工事着工の日取りすら明らかにせず、秘密裏に計画を押し進め、24日早朝、という非常識な時間帯、警察権力、ガードマンを大量に動員して一挙に暴力的に事を片付けようと企んでいたのである。

この問答無用のやり方は、当然ながら内部からも反発があつたのであろう。計画を知るものの良心的な通報により、我々も事前にこの日取りを知ることになった。工事着工のXデーがバレていないと信じていたのは、脳天気な東京都だけであつた。マスクミにさえ嗅ぎ付けられ、前日夜から当日朝にかけて

現場は取材がごったがえし、都の陰謀は広く世間に知られることとなった。

そもそも当日の都の計画はいかなるものであったであろうか。

彼等は当日の我々の反対行動は予想していた。すなわち、よくよく説得もせず、話し合いもせず、一方的に当事者の反対の声を押し切って工事を着工することを認識していた以上、妨害行為があることも当然ながら前提化されていたのである。故に事前に新宿署に警備依頼をし、警備会社への警備委託もしていたのである。もちろん当日朝のバリケード構築

や座り込みもまた、事前にマスコミの報道や新宿署の偵察行為により当然知っていた筈であり、しからば、その妨害行為を排除し、4号街路からの自主退

去に応じない人々を實力排除し、4号街路の通行規制をし、無人になったダンポールハウスの撤去を行

ない、工事に着手するという計画であったことは、

当日の大動員の体制からみても疑いの余地はない。

これが都が言うところの「環境整備工事」の全容で

ある。そして、その目的は、4号街路に住む人々の

排除とダンポールハウスの撤去にあった。

バリケードは工事に支障があるから撤去したと検

察は言う。これは事実であろう。すなわち、ダンポ

ールハウスの強制排除に必要なだからこそこれを撤去

しようとしたのである。

そもそも、4号街路は当日通行規制をする予定で

あった。また「都心のビジネス街の幹線道路」は当

日早朝は混乱を予想し誰一人として一般の通行者は



通らない場所であり、時間帯でもあった。だから、  
通行障害物件として都がこのバリケードを認識した

のではなく、強制排除に反対するバリケードとして  
認識した筈であり、だから「環境整備工事」の着手  
宣言を行なった上で、このバリケードを破壊、撤去  
したのである。通行の支障になるから撤去をした訳  
では決してなく、工事の一連の作業としてバリケ  
ードを撤去したのである。

一般の道路工事に照らして見れば、反対派がスク  
ラムを組み、バリケードを築いたのと同様であり、  
この時の我々の諸行はもちろん強制排除に反対する  
行為であった。

そして「植木ボックスを所定の場所に戻すための  
作業」などと言っておきながら、実際のバリケード

撤去作業は、当然ながら植木ボックスに限定されず、

手当たり次第、バリケード構築物を力づくで破壊し

ただけのことである。この過程で、四号街路の突端

にあったダンボールハウス（通称監視小屋）も警備

員の手によりズタズタに破壊されている。ちなみに

このダンボールハウスの所有権は新宿連絡会にある。

木材を買いもとめ、それを骨格にして使い一日がか

りで構築した、天井に人ひとりが乗ってもビクとも

しない頑強な構築物であった。これをも警備員は破

壊し去ったのである。また、コンパネなどのバリケ

ード構築物も新宿連絡会が購入したものであり、こ

れらもことごとく破壊し、持ち去り、ゴミとして処

分（警察は証拠物として押収さえしていない）した

のが、検察が言う「事実行為」としてのバリケード

撤去作業である。もちろん所有者である新宿連絡会の承諾しょうたくなど一度も取っていない。

東京都が説得するという努力を惜しまなかったのであれば、そのまま予定通り4号街路を通行規制し、バリケードを構築しその中に座り込んでいた4号街路の居住者一人ひとりに自主退去の説得を時間をかけてすれば良かったのである。すなわち、現場で話し合いをすると宣言すれば良かったのである。それを一方的に工事着手宣言をし、バリケードを破壊し、座り込んでいる百名近い仲間をごぼう抜きにし排除し、中央公園に閉塞へいそくし、私たちを逮捕するという暴力行為に及んだ。この後になにを説得するというのであるか。既にダンボールハウスの多くの所有者は自主退去を拒こはみ、座り込みでそれを拒否するとい

う姿勢を示していたのである。この時点で説得しなればどうなるか位分かっていたであろう。事実、

反対をする人々を強制的に退去させた後、無人のダンボールハウスを所有者の承諾しょうたくも得ず一方的に排除したことから考えれば、当初からそれを狙っていたと言われても何も反論できない筈だ。検察はダンボールハウスの撤去作業を直接妨害していないことを大上段にあげて論じているが、そもそも、ダンボールハウスの撤去作業を直接妨害させないために、反対行動を排除し、反対する人々を拘束こうそくし、中央公園に不当に幽閉ゆうへいしていたくせに、何をか言わんやだ。例えそれが警察の独自の判断だとしても、都は、撤去に反対をするダンボールハウス所有者の多くが中央公園に幽閉ゆうへいされていた事実を知っていたのである

から、ダンボールハウスの撤去に際してはその所有者を現場に連れ戻し、その場で説得しようと思えばそれが出来た筈である。

不当な法的な手続きすら取らないダンボールハウスの撤去を行なうために、そして、それを妨害させないために東京都は反対する我々のバリケードを撤去し、座り込んで多くの人々を警察に委託して排除し、拘束、幽閉させたのである。一審判決が判断した通り、そういうシナリオを都はずでに予想していたのである。この事案はバリケードの撤去などと言う個別の問題ではなく、そこから連なる都の政治目的の問題であり、それは具体的に言えばダンボールハウスの不当な撤去とそこに住む人々の強制排

除につきる。我々はバリケードが撤去されるから反対したのではなく、ダンボールハウスが不当に撤去されることに抗議しバリケードを築き、座り込みで反対したのである。

三、控訴趣意書批判その二

ダンボールハウスは無価値であると検察官は言う。つまり、ダンボールハウスはゴミだという。それでは我々はゴミの中で生活をしていただけなのか。検察はダンボールを長方形の箱状にしただけだというが、ダンボールをそのまま立てても縦2メートル幅1メートルのハウスにはならないことなど小学生にでもわかる。無知というのはとてつもなく犯罪的である。ダンボールハウスの材料はダンボールだけ

ではない。このダンボールも廃棄ダンボールだけと  
も限らない。ダンボールは商品として販売されてい  
るし、それを購入して材料にしたケースも私は知っ  
ている。そして、柱や梁はりとなる木材など骨格こつかくがなけ  
れば当然箱状などならない。床や屋根はコンパネ  
やベニアを使用する場合もある。ダンボールをつな  
ぎあわせるために紐ひもによる細工ヤ、くが一戸のダンボール  
ハウスだけで百か所は必要である。これを一人で構  
築するにはまる一日はかかるほどの構造物なのであ  
る。もちろんそこには、入り口と、明り通りの窓が  
作られ、場合によっては電池式の電灯もつるされる。  
当然ながら布団も敷かれる。これもタダじゃない。  
連絡会が中古の物を共同購入したのも多数ある。  
そして、衣類たなの棚たななどが作られ、冬物は夏場に収納しゅうなう

される。最低限生活できる私物も多数そろえられる。  
そこで一人の人間が暮らしていける場所がダンボ  
ールハウスなのである。もちろん、居住条件キ、じゅうじょうけんは悪い。  
暖房はない。水道がない。だから本来の居住には適  
してはいない、けれど、創意工夫そういくふうをこらしながら、  
人々は手作りで居住への権利を主張しているのであ  
る。それが、ダンボールハウスである。廃棄ダンボ  
ールが一枚というレベルの話では当然ない。経済  
的に無価値なものをつなぎあわせたとしても、使う  
人によってそれは命を救う大切な屋根になるのであ  
る。  
そもそもダンボールハウスはゴミだ、要保護性ようほごせいが  
ないというのなら、清掃作業などで次々と一方的に  
処分しておれば良かったではないか。それをしてな

かつたからこういう問題が起きるのであろう。我々がダンボールハウスを構築している場に居合せても、<sup>かんりいたく</sup>管理委託を請け負っていたガードマンは警告もせず、<sup>けいこく</sup>また、そこに人が住み続けていることを知っていないから、直接にはなんの警告も道路管理者は発しなかつた。警告文を通路に貼っただけである。すなわち、道路管理者はおよそ2年の間、まったくそれを放置<sup>ほうち</sup>し続けてきたのだ。

何故か、そこに人が住んでいたからに他ならない。

ゴミの中にはなく、秩序正しいダンボールハウスの長屋の中にだ。

<sup>た、せき</sup>ゴミを堆積し、その中で生活しているというのなら、その行為があつた直後に道路管理者は何等かの管理責任を發揮しなければならぬ。2年間も放置

<sup>とつじよ</sup>した末に、突如一方的に排除し、それを後から裁判になつたからゴミだとあわてて主張すること事態おかしな話だ。

不法占拠物件だとも検察は言う。ならばこの不法占拠物件を築いた者を道路法の規定により告発したことが一度でもあるのか？先にも述べたように、不法占拠物件を構築している現場に居合せても何等の警告すらしなかつたのが事実である。

「迷惑をかけていることから、直ちに取り除かれてしかるべき違法物件そのもの」であるというのなら、全都の四千名の野宿者を不法占拠者として告発<sup>こくはつ</sup>すればよい。そして、ダンボールハウスやテントハウスはゴミだ。要保護<sup>ようほごせい</sup>はないと、ことごとく排除してしまえば良いではないか。それを成し得<sup>なえ</sup>ていない

のは、ダンボールハウスはゴミではない、ダンボールハウスは不完全ながら住居の形態を有していると道路管理者ですら認識していたからに他ならなし、また、社会問題と化しているホームレス問題は道路管理者一人の手で解決できるものではないと認識していたからであろう。追い出しても当人達が納得した移転先がなければ場所を移動するだけであると道路管理者は現実をよく知るが故に薄々知っていたのである。それすら実際には成し得ないにもかかわらず（本件に関しても一応は保護の名目や体裁を取っている―多くの人々から拒否されたものであるが）、このような暴論が認められるとしたら、現場は大混乱に陥ることであろう。まさに検察の主張こそホームレスは人間ではないという蔑視に基づく現実離

れした反民主的な極論である。

検察の主張は、ことごとく事実を歪曲している。

本件当日もダンボールハウスに起居していた人々が事前や当日の告知・警告・説得にしたがって全ての人々が自主退去したかのような、何等証明もされもない事実を根拠に「手続き上は瑕疵がない」「権力的公務ではなかった」と主張する。ならば、当時ダンボールハウスに起居していた全ての人々が自主的に退去し、ダンボールハウスの所有権を放棄したという証拠を出すべきである。少なくとも、一番では、私が住んでいたダンボールハウスは本人の承諾も得ずに勝手に問答無用に撤去されたことが証明されている。また、当日座り込みの中には四号街路に



起居する人々が多数いたことも証明されている。これら4号街路に起居し工事に反対する人々は当日警察権力によって、中央公園に幽閉され、撤去時には自由を奪われていたことも証明されている。しかも、これらの人々は説得に従って自主退去したというのであるか？無理やり工事区域外に退去させておきながら、身体を拘束させておきながら、例えそれが警察の独自判断だとしても、人の留守を知って、そのスキを狙い、勝手に土足で家に入り「自主退去した」「所有権を放棄した」と私物を強奪し、住居を破壊するのは、まさに暴力団まがいの犯罪行為ではないのか。公的な泥棒行為を行なったと言えるのではないのか。この事実が権力的な公務ではないという者の気が知れない。

ぎょうせい、だいいしつ、ひめい  
行政代執行が困難であることをまた検査は悲鳴のように主張するが、そもそもそれを検討もせず、実地でやったこともないのに困難であるというのはまさに笑止に値する。道路管理者は自らの管理責任を放棄し、ダンボールハウスが続々と建設されることを放置し続けてきた。しかも、その専有者を特定することもせず、誰がどこに住んでいるかすら事前にならなかつた。すなわち現地調査もしなかつたのである。「これに起居する路上生活者等が変わることも少なくない」というのはどういう根拠がありこんなことを言うのであろうか。そもそも変わったか変わっていないかすら彼等は把握もしていなかつたのである。「夜があけると寝泊まりした段ボールを畳んで

移動してしまい」と言うのであれば、何も問題はないではないか、退去を説得しようとしたのは、そこにダンボールハウスが不法占拠していたからではないか。『道路の清掃のために「段ボール小屋」の自主退去を促した場合、これに従って自ら「段ボール小屋」を撤去しその場から移動することもあり』これもまたそうであるならば何も問題はないではないか。自主退去を促してもそれに従わなかったからこういう問題が起こったのであろう。『氏名等特定のため面接調査を実施しても、路上生活者の支援団体と称する者が現地で妨害活動、威圧的な行動をするなどして、現場に近寄せせない』なにをふざけたことを言っているのか。代執行のための面接調査、現地調査などそんなことは東京都は一度もしたことはない。

話し合いすら拒み、不法な撤去の告知を一方的に行なおうとしたから我々は抗議をしたまでのことである。

困難だ、困難だとかいいながら、東京都は法的な手続きをそもそも行なおうとした形跡は一度もなく、当初から、すなわち4号街路に則していえば88年段階から違法な、本人たちの承諾も得ない一方的な撤去を繰り返していたのである。検察の主張は困難だからとわめていれば法的な手続きをとらなくても良いというめっちゃくちゃな暴論である。

これら検察官の主張は、事実を局限的に歪曲し、それこそ現実ばなれした空論を振りかざしているだけである。

ちなみに、笑わせる一言がある

『東京都では、「段ボール小屋」などを撤去するにあ  
たつても、残された生活用品を保管する等して、路  
上生活者の保護に、十分な配慮<sup>は</sup>をしており、居住者  
を強制的に退去させた事実はない』

立証したければしてみるがよい！

例えば、国家公務員官舎の脇にある都立戸山公園、  
ここでは、心ない公務員家族の方々の苦情が多く、  
年4回ほど、テントハウスを対象とした「特別清掃」  
を実施しているが、その撤去の際、公園内にあるも  
のはテントだろうが、何だろうが、公園管理事務所  
は全て廃棄処分<sup>はいきしよふん</sup>をしている。これは我々も現認<sup>げんにん</sup>をし  
ているし、戸山公園に住む百数十名の仲間にとって  
は常識である。もちろんこの際、保護などしたため

まいきよいとま

しはない。こんな例は枚挙に暇がない。くだんの東  
京都建設局第三建設事務所など、最近では保管すらせ  
ず、次々とゴミとして野宿者の所有物を廃棄<sup>はいきよ</sup>してい  
る事実もまた我々は知っている。居住者を強制的に  
退去させた事実がないとはよく言えたものだ。94年  
2月17日、四号街路南側通路に起居していた仲間を  
強制的に排除、退去させたのは一体どこの誰である  
うか。98年1月24日もしかり、97年4月15日か  
ら一月間、毎日毎日「ここから出て行け」と一方的  
な排除のための警備委託<sup>けいびいたく</sup>をしていたのは一体どこの  
誰であろうか。

検察は何がなんでも我々を有罪にし、ホームレス  
の人格や権利をことごとく剥奪<sup>はくたつ</sup>しようとしている。

野宿者はゴミじゃない。人間として、当たり前前の権利をよこせと、我々は当然の叫びを叫び続けてきた。

何故野宿者がこれほどまでに増大したのか？何故野宿者が野宿生活から脱し得ないのか？我々はこの点をこそ主張し、行政に生活と就労保障を求め、この

4年来新宿の地で仲間と共にたたかひ続けてきた。

が、検察の主張はこのことを根底から否定し、青島

発言に見られるよう、「ホームレスになるのは自分が悪い」「自業自得」であると、全てを本人責任に転嫁し、社会の責任を隠蔽し、我々を闇から闇へと葬り去ることを政治目的としているが如くである。

#### 四、結語

戦後最悪の失業状態の中、とりわけ多くの底辺下

層労働者、更にその主流を占める中高年者は仕事に

就くことから排除され、居所すら失い、次から次

へと野宿生活を余儀なくされている。都内で四千人

近い野宿者、全国で数万規模と言われている野宿者

の数は、社会が何もせず放置しつづけている限り、

今後増大の一途をたどるであろうことは簡単に予

想される。

まさに、「行政には、一人でも多くの路上生活者が

路上生活から脱することができるよう、就労の機

会をできる限り提供するとともに、福祉を充実させ

るための適切な諸施策を講ずることが強く期待され

る」のである。

強制排除では何も変わらない、それはホームレス

状態を固定化し、その状態を更に悪化させるだけで、

しかも路上の悲劇を生み出すことにしかならないことは、2年前の本件事件以降の一連の事態はいみじくも物語っている。そして、不法占拠状態は、適切な諸施策があり、当事者との話し合いをもとにした関係さえあるかぎり、平和裏に解消されることも本年2月の事態で証明された。

我々を力まかせに排除することが、どれだけ我々の人格を傷つけ、自立の意思までも奪っていくことになるのかを、社会はもっと知るべきである。この状態を本当に解決したいと思うのならば、当事者と向き合い、当事者の意思を尊重し、当事者の自活能力を支援するような施策こそ求められているのである。不幸にして我々のための施設を作るだけで住民が反対をするような野宿者に対する偏見はまだまだこの

世には残っている。今回解決されたと言えるのも新宿駅西口地下広場だけの全体から見ればごく一部の地域だけである。新宿駅周辺にはまだ三百名近い野宿者が厳しい生活を余儀なくされている。が、新宿駅西口地下広場における我々のたたかいは、不幸な事態を乗り越え、野宿の仲間が野宿から脱する方策をようやく探りあてた。一番の希望ある判決が我々を勇気づけ、具体的な施策を平和的な話し合いによって勝ち取ってきたのである。もはやこのように進んできた流れは誰にも止めようもない。

この流れに楔を打つような検察の主張は、事実を事実としてみず、偏見に凝り固まった、前世紀的な発想の主張であり、国際社会の中ではほとんど通用しないまるで日本の恥をさらすが如き実になさけな

はいきしよぶん  
い主張である。それこそゴミとして廃棄処分を願  
たいくらいである。

ちせつ  
真実は一つであります。検察の稚拙な形式論理に  
まどわされず、この新宿における一連の流れの中  
にある真実を是非裁判所にも見てもらいたいと思  
います。

以上。





平成九年（う）第八五三号

被告人 答 弁 書

被告人 本田 庄次

一九九八年四月三日

東京高等裁判所 第九刑事部御中

一、社会的認知と司法の判断

世の中で起きた一つの事件に対しては、世論という社会的な反応がある。無差別殺人のような許されざる行為に対しては、当然ながら社会の声として、激しい弾劾（だんごつ）の声がわき起こるように。

九六年一月二十四日、東京の新都心一新宿西口の路上で、一つの事件があった。東京都とホームレスの衝突である。客観的な目で見て、この事件は「東京都による強制排除事件」であったのか、それとも「ホームレスらによる工事妨害事件」であったのか。社会の批判の声は現在被告人の身にある我々にむかっただけであろうか。

「事件」には当然ながらその原因がある。なぜ人

と人が対立し、衝突する事態にまで至ってしまったのか。この問題を説明せずに、起きた事象だけをあげつつも、事の本質には突き当たらない。

あの「事件」から二年以上の歳月がたった。

事の本質はどこにあったのか。この問いへの答えは、すでにその後の事実の経緯が証明していると言える。

■東京都の強制排除が世論の激しい非難を浴び、同じような行為を二度とすることができなかったこと。

■四号街路で起居していたホームレスは排除された後、駅に近い西口広場に移住し、本年の二月まで二年以上にわたる居住地を維持したこと。 ■東京

都がダンボール小屋撤去の代償として準備した「芝浦臨時保護施設」は、結果的に入所者の全てが路上生活に舞い戻り、単なる収容施設に終わったこと。

(臨時保護事業は東京都福祉局が事業主体となったが、施設から仕事を探させ自立させるという目的は破産、ほとんどの入所者が新宿に舞い戻る結果となった。この点について福祉局は「あまりに性急な求職活動をさせたことは問題があった」と言明している)

そして一審判決により、都の過ちが指摘されるに至った。

社会にも受け入れられず、当事者のホームレスか

らは猛反発を受け、保護したはずのホームレスは一人も自立できず、そして司法の判断ですら都は誤っていたと指摘した。

つまり、東京都が九六年一月二十四日に行った強制排除は、大失敗だったのであり、その意味で事件の決着はついている。

失敗を成功と言いくるめ、強制を民主的手続きだと主張する。検察と都の主張は、果たして何を目的としているのであろうか。

東京都第三建設事務所の副所長であった山口剛氏は、本件当日、退去の説得に当たる班の班長としての任務に当たり、一番公判でも検察側証人として出

廷した。

山口氏は、一審判決直後の昨年三月二十五日、新宿西口の路上清掃の現場指揮公務中に、我々との会話の中で「裁判なんか、何だあんなもの」との発言を行なった。

なるほど東京都にしてみれば、どちらに道理があるか完全な決着がついてしまったのだから、今更「裁判なんか、何だあんなもの」になるのであるろう。

であるならば検察控訴の理由は、自らの面子を保つために無罪判決を覆したいという一点だけではないか。

「事件の全体構造を見れば無罪であるが、そのこ

く一部分だけを取り出せば罪に当たる」「こんなことが社会に通用するはずがない。

控訴趣意書で述べている内容が、どれ程陳腐な内容に終始しているか、当の検察官自身も気づかず、論理破綻をきたしてしまっている。

論理破綻は証人申請でさらに露呈した。

信じ難いことに、本件当日職務にあたった都職員は四百人もいるのに、よりによって「裁判なんか何だあんなもの」と思っている山口剛氏を、検察は一審に続き再度証人申請した。

「事件」の決着はすでについている。いまさら「バリケード撤去を妨害した」などと云々することが、どれ程現実の推移と掛け離れ、無用な論議に尽きる

のか。自らの過ちを認めることなく、「バリケード撤去を妨害した方が悪い」と言ったところで、今更何になるというのだ。それで東京都の強制排除政策が社会的に認知されるとも言うのか。

## 二、捨象された事実と隠された事実

物事の本質を解明するためには、そこにいたる経緯・根拠を探らねばならない。それは新宿連絡会が何故「実力阻止」を掲げざるを得なかったのかという問題でもある。

構築されたバリケードは、前面に横断幕を掲げた構造であった。

そこには何が書かれていたのか。検察官はこれを用意図的に隠し続けてきた。「右工事計画を知り、これ

を実力で阻止するため」という短絡的な表現は、事件の本質とは程遠いものである。

横断幕に記載されたのは

「東京都は俺らとの話し合いを拒否し実力排除するの  
か  
強制撤去実力阻止」

という文言であった。

あの抵抗行動の根拠を凝縮して世に訴えたいという  
意思が、この文字の中に込められている。

新宿連絡会は、九五年九月初旬に「動く歩道」建設  
設計画を察知した。だが、その時点ですぐさま「実  
力阻止」などというスローガンを掲げたわけではな

い。工事に伴い退去を余儀なくされるのであれば、  
当然当事者と東京都との間で協議が必要であり、そ  
のための『話し合いの場』を求めたのだ。(九五年一  
〇月三日付都企画審議室長あて申し入れ書)

ところが、都側はかかる話し合い要求を一切無視  
し、以降工事着工に至るまでの期間、一方的な決定  
を当事者に押しつける対応に終始した。

民主主義の基本は話し合いによる解決だ。

都側からの話し合い提案を我々が拒否し、実力阻  
止を掲げ続けたのであれば、我々にも非があろう。  
だが事実全く逆なのである。

我々は工事着工当日まで、話し合いによる解決の  
方途を探り続けた。工事着工前夜の一月二十二日

にも、東京都に文書で話し合いの提案を行なった。

だがこれも却下きよげされた。

話し合いを求め続け、無用の混乱を避けたいと全力を集中した我々の努力は水泡すいほうに帰かへした。

我々に残された道は限られていた。

自主的に退去するか。

都の非民主主義性ひみんしゆぎせい、権力性を、我々の体を動かす抵抗で世に示すか。

横断幕が張られたのを問題にするなら、そこに何が書かれていたのかを明らかにするのが当然ではないか。

それでは一審における関係証拠の中で、話し合い問題をめぐる証人からは何が明らかになったのであ

ろうか。

当時企画審議室調整担当課長であった谷村隆氏の証言は、話し合いを求められた事実とそれへの対応が非公式の折衝せつしょうに止まった事実一結果として話し合い要求が拒否された経緯けいゐを明らかにした。

また建設局道路管理部けんせつじやくだうろくかんとり観察指導課長であった宮澤

正氏は、話し合い要求の存在を認めた上で、「新宿区の話しによれば、新宿連絡会は団体交渉しか応じないし、話し合いも一方的な吊し上げつりあげの場になる旨むねを伝え聞き」と証言し、話し合い要求を拒否した理由を明らかにした。

新宿連絡会は、「右工事計画を知り、話し合いで解決するよう提案を行なったものの、かかる提案は全



て却下され、都の非道を世に示すためやむなく抵抗行動を行なうに至った」というのが本当の事実である。

ホームレスと東京都との話し合いは、強制排除事件以降部分的に持たれ、双方の合意による作業や事業の遂行に寄与した。

■九六年八月以降、都建設局が実施した「地下通路全面清掃」に際して、第三建設事務所担当課長は西口地下広場に赴き、ホームレスに対し清掃への協力を求め、以後延べ六回にわたる清掃作業は、相互の協力で滞りなく終了した。

■九七年一〇月十三日、都福祉局は「自立支援事業」の実施に先立ちホームレスとの団体交渉を行な

い、双方の納得の上で開始された自立支援事業は、有益な対策として現在も当事者に有効活用されている。

■九八年二月七日の、西口地下での火災の被害者を救済するために、都と新宿連絡会は代表者交渉を行ない、緊急対策の実現をみた。

行政住民間の問題の解決は話し合い以外にはない。この唯一の道を都が閉ざした事実こそ、「本件犯行の本質はバリケード撤去の妨害」と主張する検察官が意図的に捨象している最大のポイントである。

さらに事実関係について深めてみると

「本件バリケードの撤去作業に対する妨害行為が

激しくて右撤去作業を完了することができず、『段ボール小屋』の撤去作業に至らなかつたため本件工事の着手が不可能となつたとしたらどうであらうか（控訴趣意書三十九頁）旨の主張に対して反論する。

歴史的事実に対して「もし」が通用しないのと同じ時に、このような論旨は事実関係および新宿連絡会の抵抗趣旨に著しく反している。

路上にバリケードを設置するにはそれ相応の理由がある。

何の目的もなく、突如路上にバリケードを構築し、立て籠る者などいようはずがない。

我々にとってバリケードは抵抗の象徴であつた。

都の理不尽不当な強制排除に抗議する意思を形で現したものである。

都の非道さを世に示すことが目的であるが故、バリケードの構造は決して強固ではなく、事実警備員数名が引つ張れば簡単に崩れてしまうものであつた。

我々にとってバリケードは守るべき対象ではなかつた。

座り込みに参加した全ての者が、強大なる権力の前に身を呈し、己の体で都の非道を暴こうとした。

強制排除は免れぬが、このまま自主退去すれば、都の理不尽な「路上生活者対策」（すなわち排除と収容策）はいつまでも変わることがない。

我々が守るべき対象は、都によつて否定されてきた「人間としての尊厳」と「抗議・抵抗する権利」

であつた。故にバリケードはあつという間に撤去され、排除活動の大部分は座り込みの排除に費やされたのである。

バリケードと座り込みは一連の抵抗行動の中で一体のものであり、その目的は一つである。それは都の非道を世に示すことだけであつた。

よつて「抵抗が激しく、着工できなかった場合」という仮定そのものが成立しない命題なのだ。

日々野垂れ死に（行路病死）の淵に追い込まれ、年間五十人以上の死者が毎年生まれてしまう路上での生活を、好きでやるものはいない。

だが東京都の強制排除政策をこのまま放置し続け

れば、死を余儀なくされる労働者仲間の数は増え続けるばかりだ。

我々をして、実力阻止を掲げさせるまでに追い込んだのは、東京都である。我々の所期の目的は、工事を物理的に阻止することではなく、実力で（体を張つて）都の現実を暴露すること、強制排除政策を改めさせることであつた。

その意味で我々は、その目的を達した。都の強制排除策を封じ込め、有効な対策を話し合ひの上で実現させ、一人でも多くのホームレスが自立できるような道筋をつくつていく。

四年もかかつてやつとここまでたどりついた。強制排除に抵抗した我々の闘いが、都の政策変更

を迫ったのである。

ホームレスをめぐる社会的情勢は、日々変わりつつある。

つある。

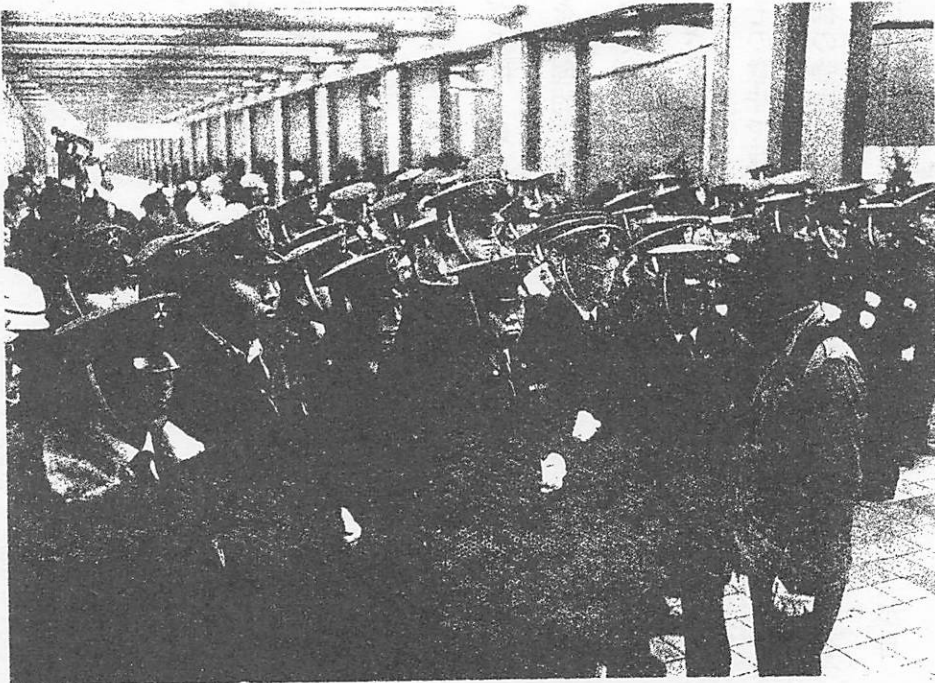
新宿のホームレスたちは、自立支援事業を我が闘いの成果として、今日も求職活動や就労に励んでいる。一歩一歩、当事者のためになる対策が実現されつつある。

何をいませら、「バリケード撤去を妨害された」だ。

こうした瑣末な論争を、この公判廷で繰り返すことが、どんなに無意味なことか。

私は、強制排除を経てつかみ取った成果を守るために、この裁判を闘う。ホームレスが自分たちの足

で踏み出した歩みを引き戻そうとするならば、私は徹底的にこれと対決する。



## あしがき

1・24弾圧裁判は、96年1月24日、東京都による野宿労働者の強制排除の際、抵抗して座り込んだなかま200人のうち、笠井・本田両君が威力業務妨害罪で起訴されて闘われている裁判である。一審では無罪を獲ち取ったが、検察が控訴して、控訴審が第三回を迎える。連絡会は、この裁判を、警察や検察の土俵に乗るのでないことはいうまでもなく、法律論議だけに終わらせず、野宿のなかまの声をあげる場所にしたいと考えている。そういう裁判を知っていただくために、この資料集が役に立てば幸いである。

1998年6月17日

控訴審第三回公判の日に

連絡先：東京都台東区日本堤1-25-11

山谷労働者福祉会館気付け

電話：030-818-3450

カンパ送り先：郵便振替口座 00170-1-723682

「新宿連絡会」





発行 新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議

(新宿連絡会)

定価500円